

51—06 P U D T

無効審判の請求の制限

1. 審判請求できる期間

- (1) 権利の設定登録後であれば、いつでも、権利の消滅後でも無効審判を請求することができる（特§123①、③、実§37①、③、平23附§19②実§37①、③、意§48①、③、商§46①、③、§68④）。

したがって、無効審判請求人は請求時期の制限を気にすることなく、権利の有効性を争う必要が真に生じたときに無効審判を請求すればよいため、自らの主張（「請求の理由」）や証拠資料について十分な準備を整えた上で、請求することができる。また、他の請求人による無効審判請求の有無やその内容を精査した上で、自分が無効審判請求をするかどうかを決定することもできる。

一方で、侵害訴訟等との関係においては、侵害訴訟等に対して無効審判が大きく遅れて請求されると、裁判所での係属時期がずれて統一的な判断がされる機会を得られなくなることがある。また、訴訟判決が確定した後に審決が確定することとなれば、確定判決の再審が制限される（特§104の4）ため、侵害訴訟等を単独で行った場合と変わらないこととなる。したがって、侵害訴訟等との関係で無効審判を請求するときは、その請求時期に留意する必要がある。

- (2) 無効審判は、権利の消滅後でも、請求することができる。例えば権利期間満了による消滅後に権利の存続期間中の侵害行為に対する損害賠償の請求がされたとき、請求をされた相手方は、この権利を無効にすることについて審判を請求できる。
- (3) 権利消滅後20年を経過し、損害賠償請求権や告訴権などが全て時効により消滅したとき、又は審判事件が係属していないときには、この権利についての無効審判の請求は、その請求の利益がないという趣旨で却下することがあ

る（特登施規 § 5、実登施規 § 3②、意登施規 § 6②、商登施規 § 17②、→51—19の6. (4)）。

2. 後発的無効事由による無効、権利放棄

後発的無効事由（特 § 123①七、実 § 37①六、平23附 § 19②実 § 37五、意 § 48①四、商46①四等）に該当するとして無効にされたときは、該当するに至った時以前の権利については請求をすることができる。

権利の一部が放棄されたときは、放棄に至った時以前の権利については請求をすることができる。

（裁判例）

特許請求の範囲に記載された二以上の発明に係るものの無効審判の係属中に、そのうちの一つについて放棄があり、その放棄に係る発明について審理判断しなかった審決は違法である（東高判昭53. 4. 26（昭52（行ケ）161号）

3. 請求の制限

(1) 一事不再理

権利を維持する旨の審決が確定したときは、一事不再理の適用により審判請求が制限されることがある（特 § 167、実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④。→30—02、51—00の2. (7)ウ、51—19の5. (3)）。

(2) 請求の除斥期間

昭和62年6月1日前に設定の登録をした特許権、実用新案権、意匠権については、外国において頒布された刊行物に関する除斥期間（特 § 124、旧実 § 38、意 § 49）の規定がある。除斥期間は設定登録の日から、特許権については5年、実用新案権については3年、意匠権については5年である。

商標権については、商 § 3、商 § 4の一部を理由とするものについては、商標権の設定登録の日から5年経過後は請求することができない（商 § 47①）。ただし、商 § 4①十、十七、同4①十五については、「不正競争の目的、不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。」規定がある。また、商 § 46①五に掲げる後発的な不登録事由を無効事由とする無効審判の請求については除斥期間がない。

4. 予告登録日

・特許原簿に記載された予告登録日と審判官が認定した請求日が符合しないときは、審決後、その旨を審判書記官へ通知する（→51—19の6.）。

（改訂H27.2）